

(別紙)

## 中国・四国地区緑化功労者表彰について

中国・四国地区緑化推進協議会会長は、毎年度、地域の緑化推進に功績があり、かつ、各県緑化推進委員会会長から推薦のあった候補者の中から、適当と認める者を、中国・四国地区緑化功労者として決定し、同協議会総会の席上で表彰する。

このため、各県緑化推進委員会会長は、次の選考基準に基づき、候補者を推薦するものとする。

なお、推薦にあたっては、各県緑化推進委員会毎に1名以内とする。

## 中国・四国地区緑化功労者選考基準

- 1 緑化功労者は、地方に隠れた候補者を主とすること。
- 2 国土緑化運動に尽力した期間及び年齢を、特に勘案すること。
- 3 下記に該当する者は、除外すること。
  - (1) 大臣と同格の役職にあると考えられる者
  - (2) 林業及び緑化関係の功績により叙勲または黄・藍綬褒章を受けた者
  - (3) 国土緑化推進機構の行う表彰において、緑化功労者として既に大臣表彰及び国土緑化推進機構会長賞を受けた者